

平成27年度市政懇談会 開催結果概要

- 日時 平成27年6月5日(金)午後6時～
- 会場 コア鳥取
- 出席者 24人

【市長挨拶】

○はじめに

本日は、大変お忙しい中、市政懇談会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

こうして市民の皆さんと直接お話しする機会を得ることができて、大変うれしく思っています。

今回の市政懇談会は、昨年同様、各町内会の皆さんのご協力により、地域の課題を事前にいただき、地域の課題を掘り下げて丁寧な対応ができるように取り組ませていただきました。

伺っている課題によっては、即解決になるような回答ができない場合もあるかと存じますが、今回いただいた地域の課題を市の課題として改めて認識することも、今回の市政懇談会の目的の一つであると考えていますので、この点は、ご了解いただければ幸いです。本日は、お疲れのところ、市政懇談会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

○道東自動車道阿寒インターチェンジの開通について

さて、最近で地域の明るい話題はと言えば、高速道路の開通だと思います。

平成27年3月29日に、北海道横断自動車道の白糠インターチェンジが開通となり、地域住民にとっても悲願であった高速道路が釧路管内に到達しました。

平成27年度は、阿寒インターチェンジの開通が予定されており、開通後は、道央圏を中心に道内各地から多くの観光客の方の来釧が見込まれているところです。

本日、釧路市西部商店会様からも道の駅について要望がありました。釧路市としては道の駅を作る構想はございませんが、商店会の総会では、地域の活性化、商店街の活性化に向けて若手も加わり「未来委員会」で議論していると聞いています。交流人口がますます拡大するよう、管内自治体としっかりと連携し、地域のPR活動等を通じて、当地への観光誘客につながるよう、事業を進めてまいります。

○まちづくり基本条例について

お手元にお配りしています資料、「釧路市まちづくり基本条例のポイント」をご覧ください。

この「まちづくり基本条例」は、簡単に申し上げますと、市民と行政が協力しながら、まちづくりを進めていくために必要となる、例えば「分かりやすい情報発信」、「まちづくりへの市民参加」等、基本的な考え方やルールを定める条例でございます、「情報共有」、「市民参加」、「市民、議会、市長・職員の役割分担」の3点がポイントでございます。

また、ポイントその2の「市民参加」のところで、町内会活動にふれていきますように、市では、町内会に代表されるコミュニティがまちづくりにおいて果たす役割を重視しておりまして、コミュニティに関する条項を設けて、「市民と市はコミュニティを守り、育てるように努める」ことを明記しています。

これにより、まちづくりを市民の皆さんにとって今まで以上に身近なもの、参加しやすいものとし、町内会等、地域の皆さんによる活動に代表される「市民の力」をまちづくりに生かしてまいりたいと考えています。

今後は、10月の施行に向けて、条例をご紹介します、今後のまちづくりを考えるシンポジウムや意見交換会を開催するなど、市民の皆さんに広く条例を知っていただき、内容を理解していただくための取り組みを進めてまいります。

また、出前講座もご用意していますので、ご関心をお持ちいただけましたら、是非お気軽に市役所までお申し込みください。

関連しまして、昭和自治会から、事前に地域のご意見をいただいています「アパート住民の町内会加入促進」について、私からお話をさせていただきます。地域のコミュニティ、町内会の重要性は多くの市民が理解しているところであり、市政執行上も欠くことのできない自治組織であります。

これまでの町内会と市との連携をさらに強化するため、昨年、連合町内会と市との連携基本協定を締結したところであり、連合町内会と市がそれぞれの果たすべき役割を再認識し、防犯・防災対策、交通安全、青少年の健全育成、地域福祉など、連携して様々な取り組みを行うことにより、町内会加入促進につなげていこうと考えています。

現在、連携基本協定のもと、不動産関連団体との話し合いなどをしており、今後でもできる限りの取り組みをして、加入促進を図ってまいりたいと思っています。

また、鳥取6丁目町内会からの、「会員の高齢化や町内会の小規模化について」であります。対応策の一つとして、近隣町内会との合併などを行い、継続しているところもあると聞いています。市内に508の単位町内会がありますが、人数が少ないところもあります。必要に応じて釧路市連合町内会にご相談いただきたいと考えています。

○地方創生（地方版総合戦略）について

次に、地方創生関係について、お話をさせていただきます。

我が国は、昭和40年代の第二次ベビーブーム以降、出生率は低下し、2

008年をピークとして人口減少の局面に入っており、今後、2060年には8,700万人程度まで減少すると推計されています。加えて、若い世代が、過密で出生率の低い首都圏、大都市部に流出することにより、日本全体の少子化、人口減少につながっています。

釧路市においても少子化、高齢化は変わらず、2010年(平成22年度)の国勢調査で181,169人である人口が、30年後には7万5千人程度減少し約10万6千人となるとの推計が出されています。

国は、こうした急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、地方の人口減少に歯止めをかけ、東京圏への一極集中の是正などにより、地域の住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、昨年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。この法律の中で、国や地方公共団体において、人口の将来展望、今後5年間の目標や具体的な施策をまとめた人口ビジョンや総合戦略を策定することとされています。

釧路市では、これまで人口減少を見据え、持続可能なまちづくりが重要であるとの認識から、「都市経営」の視点を持ち、地域の限られた資源を経済社会情勢の変化に即応して柔軟かつ重点的に投資し、市民の皆さんが豊かさを感じることができる成長戦略を構築する基盤づくりとして、「財政健全化推進プラン」「市役所改革プラン」「政策プラン」からなる「都市経営戦略プラン」を策定し、取り組みを進めてきたところであります。

また、本年2月には、次代を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境づくり、子どもが健やかに育つことができる社会を実現するため、「釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

こうしたプランのもと、平成27年度予算では、人口減少を、少子化対策や雇用の創出等により「食い止め」、交流人口の拡大等により「補完し」、コンパクトなまちづくり等により「対応していく」という3本の矢で、人口減少社会に果敢に立ち向かうという決意のもと、新年度の予算編成に臨んだところであります。

こうした考え方を基本に、今後、釧路市版の総合戦略等の策定を進めてまいりたいと考えています。策定にあたっては、庁内体制を整備したほか、総合戦略案について様々な分野の代表の皆さんにご審議いただく組織を設置することとしており、市民の皆さんからのご意見もいただき、年内を目途に総合戦略を策定してまいりたいと考えています。

市民の皆さんへは、広報紙や市のホームページなど様々な機会を通じまして、この地方創生、総合戦略の策定について情報を発信してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○立地適正化計画～コンパクトなまちづくりについて

今、申しあげました人口減少社会への対応の一つとして、コンパクトなまちづくりについて、少し詳しくお話をしたいと思います。

これまで市では、人口減少に対応するまちづくりに関して、平成21年3

月に都市計画マスタープランの中で「環境負荷の小さいコンパクトなまちづくり」を基本目標とし、さらに平成24年には「釧路市のコンパクトなまちづくりに関する基本的考え方」をまとめてきています。

「コンパクトなまちづくりに関する基本的考え方」は次の図にありますように、「便利なまちなか」、「維持できるまちなか」、「行き来しやすいまちなか」、「住みたくなるまちなか」の4つの重点目標のもと、市内の都市機能が集積している合計8か所の拠点を設定し、その拠点と拠点を結ぶ幹線道路沿いにも機能を徐々に集積させていきながら「効率的なまちづくり」を行う考え方があります。

このように進めてきた中、昨年8月に都市再生特別措置法が改正され、国においても、様々な都市機能や居住がまとまって立地し、公共交通により、これらの生活利便施設にアクセスしやすく都市全体の構造を見直した「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、立地適正化計画制度が位置づけられました。この計画では概ね20年先の都市構造や、人口動態などを考え作成するものであります。

具体的には、市街化区域内に、都市機能を誘導する区域を作り、医療や福祉、商業、行政施設等の誘導施設を設定して、都市機能施設の誘導と維持を図っていきながら、その周りに居住を誘導する区域を設定し、公共交通で接続していくという考え方があります。都市機能施設、居住の誘導や維持に関しては区域外の誘導施設に対する届出や勧告等を行い緩やかなコントロールを行うとされています。

拠点地域を作り、地域公共交通や市有の不動産の活用などと連携をしながら、まちづくりを進めていく考えは、市で取り組んできたコンパクトなまちづくりの考え方に合致した施策であり、計画を策定することといたしました。

今後の計画策定スケジュールとしましては、表にありますように、今年度から4年間をかけて策定を進めていきます。都市機能誘導区域設定に関しまして、今年度は都市の基礎調査や人口動態の分析を行い、来年度、素案を市民の皆さんや関係団体の意見をお聞きしながら策定していく予定です。

居住誘導区域の設定については平成29年度から平成30年度に行っていきます。

将来の人口減少に対応するこの計画が、今後の釧路市にとっても大変重要と考えており、市民の皆さんのご理解を得ながら進めていきたいと考えています。

○水道管路の更新基本方針について

人口減少への対応に関してもう一つ、水道に関する事例をご紹介します。

本市の水道事業を見ますと、昭和2年、鶴ヶ岱に浄水場を設置し給水を開始して以降、90年近くに及ぶ年月を経て、事業を拡大し管路の延長は1千kmを超える規模となりました。

水道事業の運営は、皆さんからいただく水道料金で賄っており、人口の減少は料金収入の減少に直結する深刻な問題であります。一方、1970年代の高度成長期に年間20～30kmのペースで集中的に整備した水道施設が一斉に更新時期を迎え、その老朽化対策や災害に強い施設づくりなど対応すべき課題も山積しています。

しかし、現状においては、愛国浄水場の更新事業など大きな投資もありますことから、全体予算の調整を図る必要があります、管路更新のペースは年間3km程となっています。

耐用年数を経過した水道管は、平成23年度末で20.4%、平成26年度末では28.6%と増加し、このペースで推移していくと20年後には全体の6割の水道管が耐用年数を超えることとなります。このようなことから、市では今後の管路更新を行っていく上で、先ず基本方針を定めて長期的視野に立った計画的な整備を行っていくことといたしました。

水は人の生命維持や健康を守るために欠くことのできないものであり、農林・工業・サービスをはじめあらゆる産業活動に欠かせない重要かつ貴重な資源であります。その水を絶え間なく供給する水道事業は、蛇口をひねれば、掃除、洗濯、お風呂などの生活水はもとより、そのまま飲んでももちろん大丈夫な水が出てくる。味は市販のペットボトルと遜色なく価格は千分の一程度です。このような優れた水道システムを次世代に引き継いでいかなければなりません。

このような水道事業の抱える課題と重要性を市民の皆さんに知っていただき適切な投資と相まって、将来の世代が水道を持続的に使えるようにしていくことが我々の責務であると考えています。本日は、少々お時間をいただきまして、水道事業の現状と水道管路更新基本方針について担当部から説明をさせていただきます。

【上下水道部担当者】水道事業の現状と水道管路更新基本方針について **説明：上下水道部水道整備課担当職員**

本年1月に策定いたしました、「鉏路市水道管路更新基本方針」についてご説明させていただきます。

まずは、鉏路市上水道事業の概要などについて簡単に、ご説明いたします。市長の説明にありましたとおり、上水道事業は、昭和2年に給水を開始して以来、事業を拡大し、現在に至っています。

皆さんのお宅に届けられている水道水は、新鉏路川の河口から約10km上流地点にて取水し、愛国浄水場にて水道水が作られ、皆さんのお宅に水道水が届けられています。

また、安全で良質な水道水を供給するため、上下水道部では、1年365日、24時間体制で水道水の製造過程を監視しており、水道法で定められた水質基準51項目を自ら検査し、その結果を毎月ホームページで公表しています。

更に、平成26年度からは、水質基準値より厳しい独自の水質目標値を定め、水道ビジョンで掲げたおいしい水の供給に努めています。

水道事業は市民の皆さんからいただく水道料金で運営しており、人口の減少は料金収入の減少に直結する深刻な問題となります。今後は、料金収入が大幅に減少する中で、老朽施設更新のための膨大な設備投資を行わなければならない、極めて厳しい経営環境が続きます。

水道管が老朽化、地震被害などで漏水すると、断水が発生し、市民の皆さんの生活に大きな影響を与えてしまいます。左上の写真は配水管口径100mm、上段真ん中の写真は導水管口径800mmの漏水状況です。右上は漏水による道路の陥没であり、断水だけではなくこのような二次的な被害も発生します。下の段の写真は他の自治体での漏水状況ですが、口径600mmの漏水で建物以上に水が吹き上がっており、道路も大きな穴となり、大変危険な状況となっています。

こちらは、東日本大震災後に厚生労働省がとりまとめた市民アンケートです。自宅で最も不自由を感じたことはなんですか？との質問に対し、断水でトイレ・風呂などの生活用水の確保が困難との回答が一番多く、このアンケート結果に表れているとおり、水道は市民生活に最も欠かせないライフラインとなっていることがわかります。東日本大震災時には、地震などの影響で水道施設に多大な被害がでたため、広範囲にわたり大規模な断水が発生しました。

この写真は、鉦路市が仙台市で被災者支援を行った時の応急給水の様子です。給水車には長蛇の列ができており、被災者の皆さんが生活に欠かすことのできない水の確保に、大変苦勞されている様子が伝わってきます。

次に、水道管路更新事業についてでございます。鉦路市では、平成8年度から国庫補助制度を活用し、老朽管の更新を行っていますが年間3km程度の更新にとどまっています。しかし、従来の更新ペースでは、全ての管路更新に非常に長い期間を要します。

このため、老朽管路の割合が増加し、漏水や赤水、濁水の発生、残留塩素の低下、地震での被害など、安定的な給水が困難となる恐れがあります。

そのような事態を回避するために長期的な視野に立った更新事業の実施が必要です。現時点で100年先を見通した試算によれば、上水道、簡易水道を合わせて1,500億円を超える膨大な更新費用が必要となります。

このことから長期的な水道管路更新のための基本方針を定めたところです。「鉦路市水道管路更新基本方針」は、人口減少などによる水使用の実態を見極め、口径、延長を縮小するなど、ダウンサイジングを行うことや、現在、100年たっても腐食しない、長寿命の水道管も開発されており、より寿命の長い水道管を採用することで、次世代の更新を遅らせることになり、事業費の抑制化、平準化を図っていきます。以上の10項目に基づき水道管路の更新を進めてまいります。

最後になりますが、鉦路市の水道事業は人口の減少や、節水型社会の進展などにより、水需要が減少傾向で推移し、それに伴い、水道事業を営む上で必要

となる収益も減少傾向にあります。一方、老朽化した施設が一斉に増加し、浄水場施設などの大規模更新、長寿命化、耐震化など、災害に強いインフラ造りが強く求められています。

このことから、釧路地区、阿寒地区、音別地区、全ての水道事業において計画的な更新が不可欠となっています。本基本方針は、生活に欠かすことのできない水道サービスの安定的な供給を継続し、次世代へ健全な資産を継承するために重要なものになります。この「基本方針」を土台に、「基本計画」、「実施計画」を策定し、長期的な水道管路更新事業を計画的に実施することで、釧路市の水道事業を維持してまいりたいと考えています。

【地域からいただいた課題等への回答】

○町内会で使用する個人倉庫の固定資産税の減免について（総務部長）

減免・課税免除などの規定はありますが、減免規定には該当せず、町内会館としての利用であれば現在も市条例により課税免除を適用しています。

申出の内容は、現に住宅用地として課税している敷地の一部を町内会用に提供していることへの減免適用の有無に関してですが、減免規定では「租税公平主義の観点からも減免を行うことが相当であるという強い公共性を有するものに限る。」とされています。

また、町内会と会員との関係にある内容でもあることから、申出内容での利用は減免にはなりません。

○鳥取鳥取南会館の利用、集団資源回収奨励金交付制度について

（市民環境部長）

地区会館が市民の集会等の用に供する公の施設として設置されている施設という性格上、現状では、合宿誘致の際の宿泊施設としての活用は難しい状況です。

加えて、住民以外の者が利用する恒常的な宿泊所として使用する場合には、建築基準法令の用途制限に抵触する会館があることや、トイレの数や避難経路など設備面での問題、また、延床面積に応じた自動通報設備設置など消防法令の要件を満たさなければならないなどの地区会館を宿泊所として利用することは、施設の性格・設備や法令上、難しいもので、また、実際に宿泊所としての様々な要件を整えた場合でも、長期の合宿により地域住民の利用が制限されないか、また、民間宿泊施設の経営の圧迫とならないかなど、慎重に判断しなければならないものと考えています。

続いて、集団資源回収奨励金の交付制度についてですが、町内会などが障がい者施設に、集団資源回収の作業を任せ、報酬を支払うことは町内会としての考え方で可能とは思われます。しかし、集団資源回収の目的の一つとして、地域住民相互の連帯と親睦などのコミュニティづくり、分別やリサイクルに対する意識の育成を図る場となっていることもあり、障がい者施設に作業を任せるために、奨励金の対象品目の拡大や増額することにはならないと

考えています。

計画収集に出される資源物の量をできるだけ抑えるため、取り組む団体への奨励金と併せて、回収事業者への補助金制度を導入する市町村もあります。

しかし、当市では製紙工場が2社ある「紙のまち」で、古くから集団回収や個人回収が定着しており、市の計画収集に出される対象品目(4品目)は、全体回収量の5%程度です。

このことを踏まえ、現状の収集体制を確立しており、回収事業者への補助金制度の導入によるメリットは望めないものであり、また、障がい者雇用のために、回収事業者支援の補助金制度の導入は難しいものと考えています。

○違法看板の撤去について（都市整備部長）

政党の看板について、確認次第、先方へ連絡し、撤去の依頼をしているところです。ご指摘いただいた箇所についてご報告いたします。愛国緑地の看板については、6月4日政党に対し撤去を依頼しています。音別野球場の看板は政党に対し連絡し撤去をお願いしています。5月8日にご指摘の2つの政党事務所の看板は撤去されています。残っているものについては再度6月4日に依頼しています。

また、民間企業（調剤薬局）の看板については、関係道路管理機関（国・北海道・釧路市・釧路町）が連携し、今年3月24日に、統一的な指導として6月末日を期限とし撤去するよう指導文書を発送しているところです。桜ヶ岡8丁目の道路看板については、道道となっていることから、今年3月30日に北海道から指導文書が送付されているところですが、撤去に至っていないことから、6月4日に釧路市から北海道に連絡し撤去を要請しているところです。

○大雨時の地区の主要道の通行止めについて（都市整備部長）

鶴野東地区には、現在、道路の雨水排水のための管渠が一部に埋設されていますが、この地区全体の雨水対策を抜本的に行うためには下水道の雨水管整備が必要で、そのためには、まず、その放流先となる星が浦川の河川改修が必要であります。

星が浦川の河川改修については、現在、関係者との協議を行っており、今後、改修計画を策定し、今年度用地測量を行う予定になっています。地権者との協議が整い用地を取得したのち、改修工事に着手したいと考えています。また、下水道の雨水管整備についても連携して進めていくこととしています。

○大雨時の水洗トイレの使用禁止できないことについて（上下水道部長）

雨天時には、路面に滞留した雨水がマンホールや汚水枳の蓋の隙間等から汚水管内へ流入して排水能力を超えることで、トイレの使用不能を生じることがあります。

星が浦川の河川整備と併せて雨水管整備は水洗トイレの利用不能を改善する有効な解決策の一つと考えていますが、これには相当の時間を要するこ

とから、当面の対応と いたしまして、仮設ポンプやバキューム車による対応等を行っています。局地的な大雨などの場合は、水洗不能になる場合がありますが、個別に対応してまいりたいと考えていますのでご連絡をお願いします。

●質疑応答

【参加者 A】

雨が降ると汚水の方に流れていき、トイレが処理できなくなるという話ですが、大雨になって道路が冠水する前にトイレの流れが悪くなるという話を聞いています。汚水管が大楽毛の方にずっとつながっており雨水管と接続している部分があるという話を聞きました。どのような状態か確認をさせていただきたいと思います。

また、去年の9月16日ごろの大雨で道路が冠水し、車は通れない、トイレも流れないことがありました。高齢者、子ども、婦人、男性もですが、トイレが使えないというのはどうなのだろうと思います。

先程、市長からもまちづくりということでお話がありましたが、地域をまず作っていくことがまちづくりだと思います。測量してという話をさせていただきましても、何とか雨が降ってもトイレが使えるような普通の当たり前前の地域にさせていただきたいと思います。

【上下水道部長】

大雨の時にトイレが使えないことについて、本当に心苦しくお聞きしています。私どもも、トイレが使えないという現状については、不明水ということで大雨の水が下水道の汚水管に入る、または水位が上昇するとその水が下水管に入るということもあり、さまざまな面で下水管に雨水が入ってしまい、それが許容量をオーバーしてしまうという現状です。毎年この不明水の対策として、現場において調査しながら解消に向けて対応しているところです。

平成25年9月16日の台風の影響で総雨量が169mmになりました。時間雨量が35.6mmの雨を想定しながら汚水管の整備をしていますが、この台風では、約最大時間雨量54mmの雨が降り、これは下水管における最大の時間雨量を超えてしまいました。

そういう中でトイレが使えなくなったということは本当に心苦しい状況ですが、こういう雨においては仮設トイレを設置したり等で対応をしたいと考えています。仮設トイレをここに置くべきだというご意見がありましたら、町内会でもご協議をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

また、汚水管に雨水管をつないでいたところがあるのではないかというお話がありましたが、誤接続の調査についても、確認しながら毎年改善に向けて取り組みをしている状況で先ほどの河川改修と合わせて改修に向けた取り組みをしていきたいと思っています。

【市長】

大雨時、鶴野、愛国、貝塚の抜本的な対応について考えなければならないことで、都市整備部長からも話がありましたが、この星が浦川につながるために土地の取得に向けて、一昨年から土地所有者の方とも話をし、ようやく前に動いたわけです。水の流し先が確保できる形になると、抜本的な対応ができます。しっかり進めていきたいと考えているところです。

先に町をつくってからではなく、初めに住民が住んでそれから土地基盤整備を行いますので、非常に大きな課題になっているものです。

川の容量もありますし、つなぐことは許されないということになれば、空いている土地を通し排水の抜け道をつくり改善することになります。もうしばらくお時間をいただきたいと考えているところでございます。

それまでは先ほど申し上げたような対応をしていきたい。去年もトイレが使えないということで仮設のトイレを設置しました。天気予報等々で雨が非常に多くなるという場合には、事前に上下水道部でトイレ確保、配置の段取り等も行いますし、前は結果的にトイレが使えたため、仮設は使わなかったのですが、2時間も3時間も使えない状況になることは大変なため、いち早く対応できる準備をしています。

この抜本的な解決に向けた情報をきちんと発信していきたいと思っています。

【参加者A】

幼稚園の方で通行止めになってしまうと父兄が迎えに来るとき、もう通行止めで行けない。通行止めになるという時点で幼稚園の方に一本連絡していただくと幼稚園は父兄にその旨連絡ができます。

通行止めになるときはいち早く幼稚園の方に連絡していただけると助かると幼稚園から聞いていますのでよろしく願いいたします。

【都市整備部長】

間違いなく担当課である道路維持事業所に伝え、通行止めがある場合には幼稚園へ連絡し、また連絡を密にさせていただきたいと思います。

【参加者B】

先ほど答弁をいただいた町内会で使用する個人の財産ですが、是非とも一度見に来ていただければと思います。釧路市まちづくり基本条例の中で「市はまちづくりへの市民の参加の機会をつくります」「市民はまちづくりに参加するよう努めます」「市と市民は協働でまちづくりを行います」という風書いてあります。私が質問したいくつかの案件ですが、すべてがこれに当てはまると思います。

集団資源物回収のやり方ですが、釧路市は北海道の都市に先駆けてアクシ

ョンを起こしています。それを元に他の行政機関が新しい手法を取り入れているのはご存じだと思います。江別市の事例を前にもお話はしましたが、江別市、札幌市、帯広市の取り組み事例を見ると、人口減と財政負担の軽減を図るために集団回収を促進しています。釧路市はコストの試算もされていると思います。

前の市民環境部の部長が駄目だと言っていたものを次の部長になった時にはやっていいよとなったので、今までの部長は駄目だったのにどうしてと聞いたら一生懸命やっているのだから、やってみて駄目だったらまた元に戻せばいいという話をしてくれました。やはり何事もチャレンジをしてまちづくりに取り組みさせる姿勢を行政がバックアップすべきだと私は思っています。

先ほども政党看板のお話をしましたが、私から連絡がいったから動く話ではないですよ。野球場でも公園でも行政がきちっと確認しているはずで、市民から連絡がいったから動く、確認をするという話は、全然行政が機能していないのではないかと正直思っています。もっと真剣にやってもらいたい。

それと鳥取南会館の利用規定の件です。私たちが、東北に震災のボランティアに行っています。その中で遠野地区会館（岩手県遠野市）をずっと長期に借りさせていただいています。行くたびに地域の皆さんたちの交流を交えて、色々なお話を聞いてそのまちを私は好きになりました。実は釧路に避暑地として夏の時期に大学生が合宿に来たいという話になりましたが、やっぱりコストの問題があります。先ほど宿泊業を圧迫するという話がありましたが高いから来ることができない。是非とも、会館などそういう場所があれば来たいというお話を受けたことがあります。地域の貸布団店または地域の食堂、飲食店、または地域の銭湯の利用があればありがたいというお話を聞きます。やっぱり釧路のまちを好きになってもらうための一つの手法だと思います。全部の会館ができないのは重々承知です。鳥取南会館をぜひトライアルの場として、釧路市が窓口を開いてもらって、先ほど不特定多数の方が宿泊すると話をしましたが、実際に葬儀があれば地方の方も来て泊まるわけです。

まったく無理なことであれば、できないと言ってくれていいと思います。できることからやらせていただければ、鳥取南会館を必要として釧路市に建ててもらったものですから、地域の力で是非とも運営していきたいと思しますので、是非とも配慮いただきたいと思います。

先日、鳥取南会館の運営会議がありまして赤字になりました。町内会の単位一戸あたり100円の負担をしようという話になりました。私どもの町内会も会員の減少、生活が厳しいので町内会を辞めたくないけど申し訳ないんだけど払えないというお話を受けて免除にしています。そういう方が何人か出てきました。実際に自分たちの町内会の運営も正直大変です。それを行政に負担してくださいという話はしません。是非とも自分たちでできることは

自分たちでさせてもらえないでしょうか。障がい者施設や一般の事業所などと連携しながら、まずは会館を宿泊施設として活用するトライアルさせてみてくださいと市長に切にお願いして質問、要望としてさせていただきます。

【市長】

鳥取南会館の件ですが、法律などの問題があります。まずは業として行う場合にどういった整備をしなくてはいけないかと言う点です。地区会館で色々な形ができるのは、それは一つの選択肢だから良いと思いますが、御商売という形、業とする場合はどうしても、整備をしなくてはいけない事などがついてまわります。

お金を貰う場合には業という形になってきます。そう考えた時に地区会館をその形にできるかとなりますと、これはトライアルというよりも根本的なつくりをどうするかということになってきます。例えば消防法など法律で決まっており、そこが難しいところだと考えます。

【参加者B】

遠野市の地区会館は全部のボランティアに開放しています。

【市長】

わかります。例えば災害などの場合ですね。

【参加者B】

今でもボランティアとか地区で開放しています。

【市長】

そこはそういう形でその期間ということで行う場合ですよね。遠野市に泊まっていただいて、ボランティアセンターを作りながら進めていく形の中では可能だと思います。

釧路市において、例えば夏の2週間とかゴールデンウィークの時でもそういったことをしようとする、それは何のためかということになり、観光とかということになります。

整理が非常に難しいものがありますが、やはり一番の問題は、消防法とか旅館法があります。地区会館の利活用が無料だったら可能だと思います。しかし、それでは先ほどの目的に合わないと思いますので、どんな手法があるのか思いつかないような状況になっています。

また、個人の倉庫の町内会利用にかかる固定資産税のお話ですが、市の場合固定資産は市に入ってくるものです。その中で減免する場合には国が認めた仕組みの中ではできます。ところが市が独自で色んな事を減免するとなると、国としては収入があるという風に考え、収入があった中で減免ということになり、多くの減免を行うと自治体収入はもたないという形になっているということですのでございます。ただその中で今、100%使用方法が常に倉庫という形の中で完全使われている場合はどうするのかということですが。

【総務部長】

会長はじめ多くの市民の方が自分の労力や財産を使って町内活動、地域活

動をされておられ、そのことをしっかり行政も評価してほしいというご要望だと思います。倉庫については、間違いなく町内会の目的に使われているのだと理解しますが、ただ、大なり小なり様々な形で協力されている方々がいるなかで、その評価基準を持つことは大変困難なことです。大変申し訳ないですが、会長の気持は十分理解しています。何卒ご理解いただければと思います。

【市長】

そして違法看板ですね。特に新聞に書かれているのを見て、失礼極まりない話だと思っています。そこで先ほど都市整備部長からも国と北海道と釧路市と釧路町と連携の中で、色々動いていることをお話しました。警察にもお話しながら対応しているところがございます。しっかりとした対応をしていくということが重要なのだと思います。

たまたま言われて確認した話と言うわけではなく、そこはしっかり対応をしていきたいという風に考えています。

平成11年の時の高校授業料の滞納が3000万円あった時がありました。学校出席停止処分できるルールになっていますが、子どもに実際そんなことできないでいました。すると6年間たったら滞納額が1億円になりました。給食費でも払わなくてもいいという会話がされていると聞きますが、そんな訳にはいきません。やはり払えないという時は相談し、堂々と払わないというような文化をつくっては駄目だということです。

調剤薬局の違法看板については、しっかりと対応をとっていくということで4者連携をとりながら警察も含めて対応していくという考え方でいます。

政党看板については、各政党の方は地元にありますので、お願いしながら進めているという状況です。

【市民環境部長】

集団資源回収についてですが、奨励金が釧路市より高い町もたくさんございます。そして回収業者、障がい者を使った回収業者を含めて奨励金を交付している団体もあります。釧路市はこれをやっておりません。これは、本市は元々製紙工場が2社あるということで、回収した古紙を直接市内工場に持ち込めるということで、ある一定の利益が出るということからです。

高い奨励金を払って回収している町は地元製紙工場、要するに古紙を受け入れる製紙工場が無いので、輸送コストをかけて苫小牧や釧路まで持ち込むことになり、結局、利益がほとんど出ないことから、各市が奨励金を出して古紙回収のリサイクル等々推進を行っている状況です。苫小牧と釧路市ではほとんど状況が同じです。古紙を持ち込める製紙工場があるということで、だいたい制度的には釧路市と同じようなものとなっています。

ただ、障がい者の雇用につながるような制度ということで、今、私どもの持っている古紙回収制度の中でどれだけ可能なのか福祉部長と連携を取りながら何か良い方法がないかということを考えていきたいと考えています。

先ほどの地区会館の話ですが、会長のアイデアを否定する気はありません。ただ、色々な町内会館が希望したとしても準工業地帯では宿泊所の営業は可能ですが、住居地域であって宿泊所に転用できないというような施設もあります。平等に扱っていかねばいけない面など、そこは市民の理解を求めながら進めていきます。

あとは、災害時や葬儀の時、特に災害時の場合は超法規的に取り扱うこともあると思います。葬儀の場合は一時的ということで宿泊というよりはお守りするという形なもので宿泊所とし見なされないと消防に確認しています。

若い学生を呼び込み泊めるとなると消防としては、簡易宿泊所として火災等々の対応をきちんと整備をしなければならなくなり、整備費用を誰が持つのかなど非常に難しいものがあります。

地区会館を運営していく中で、色々なアイデアで利用料金を自分たちで増収するという考えは全く否定しません。本当にありがたいものと考えています。当課としてもスポーツ課とも話をしていますが、東京オリンピック等で合宿を誘致した場合、選手の方々がホテルや旅館に泊まると、今来ている学生がどこにも泊まれなくなるということはあるのか、ないのかという調査をしているほか、すぐ転用するというのではなく、転用可能かどうかだという調査はさせていただきたいと考えています。

色々な制限があり、かなり厳しいかと思いますが調査の方はしっかりとさせていただけます。

【参加者B】

古紙だけではなく釧路市が実際に業務委託をしている回収のコストがいくらになっていて、それが私たち町内会や障がい者施設や事業所で行うとどのくらいのコストになるのか。先ほど資料で見せていただいた釧路市の人口減、少子高齢化の流れの中から財政負担等も考え、また地域のコミュニティを生かした中で今後、検討してもらえればと思います。

先ほど苦小牧の話がありましたが、釧路方式を苦小牧が取り入れたのか、苦小牧方式を釧路が取り入れたのかわかりませんが、あとから出てきた事例を元に釧路市も考えていただければと思います。

【参加者C】

見守り活動をやっています。新聞で皆さんご覧になったかもしれませんが、今年5月11日から6月末まで日本製紙クレインズの選手がユニホーム姿で出てくれています。これはクレインズさんと日本製紙の地域貢献ということで、一時的なイベント参加ではなく、地域に役立つことをやろうという方針で会社が全面的にバックアップしています。我々の活動はまだ4年くらいで少しずつ空気を変えてきたつもりですが、クレインズの選手は1ヶ月くらいの間で子どもたちの空気をまたガラッと変えてくれました。子どもたちも時々ノートとか帽子にサインをねだり、多い時は下校時刻に十何人が選手を

取り巻いている時もあります。

企業が地域貢献ということで考えてくれると明らかに地域が変わります。釧路でも大きな企業が地域貢献してくれるとすごくいいと思います。釧路で一番大きな企業は釧路市役所で、そして人材の宝庫でもあります。この人たちが地域貢献やるぞと言えば、明らかにまちは変わると思いますのでご検討をお願いします。加入率云々よりも、どうぞ地域に出て、地域をある意味、ぶち壊すぐらいに地域に飛び込んでいただけるとありがたいと思います。

【総務部長】

確かに市の職員がこのまちで一番大きな企業であり、地域の中で仕事しています。そういったことから釧路市で自治体版CSRということ、全国で1番最初に制度化し、各ボランティアなどに参加をするように呼びかけているところです。市の職員の町内会の加入率が残念ながら100%ではなく、さまざまな呼びかけをしながら加入率が着実に上がっていますので、こういった取り組みを引き続き実施し、是非地域に貢献できる市職員を育ててまいりたいと思っています。

【市長】

市役所のCSR、地域貢献ですが、平成20年の7月にできました。ご意見を踏まえながら、頑張っていきたいと考えています。

クレインズの件もありますが、域校連携という地域の学校と連携していくため6月18日に小中学校校長会と町内会との協定を結ぶ話になっていますし、釧路市とも連携し市役所もそういう風に言われるように頑張っていきたいと考えています。

【参加者C】

去年の大雨が降った時、トイレが使いなりました。本来ならば、各家庭からの枝管から汚水本管に行きますが、それがどういう訳か隣家の枝管が私の家の枝管につながっているようです。一度調べていただいてそれを対処していただきたいと思っています。

【上下水道部長】

どういう状況になっているかということを確認して、改めてお伝えさせていただきたいと思います。

【参加者D】

平成2年にコア鳥取ができ、今では西部地域の中心的な会館として年間8万人ぐらいの多くの方々が利用しています。その中で車の利用が非常に多くなり、サークル活動とかイベント等が重なるとコア鳥取の駐車場がすぐ満車になってしまいます。

コア鳥取の駐車場の隣に、元々ゲートボール場がありますが、ゲートボールをされる方が居なくなって、ゲートボール場の敷地が使われていない状態

です。公園の敷地ということで条例等の部分もあり非常に大変かと思いますが、コア鳥取の利用者の利便性を考えると駐車場の確保も非常に重要であり、臨時的な駐車場として是非検討していただきたいと思います。

【都市整備部長】

ゲートボール場は2面ありますが、使われていない状況になっていますが、ここは、鳥取10号公園の中の一施設となっています。様々なイベントが重なると、車が満車で駐車場に停めることができないということですが、まずコア鳥取を所管する部署と一緒に、状況を把握させていただいて、常設は難しいとは思いますが、臨時的なものができるのかどうか、どうしても足りないものなのか、どういった状況になっているかということ、まずはそこを把握させていただきたいと思います。

【参加者E】

私は一昨年の秋に釧路にUターンするまで、さいたま市に住んでおり、都会ではありますけども、住民サービスというレベルで言いますと、釧路とたいして変わらないのかなと思うような場所でした。逆に、釧路市は市民に対する面倒見がいい方じゃないのと感じています。

私ども市民の立場からすれば、今日もお願いすることがたくさんあり、それを全部やらしてもらおうとすると予算も相当かかる話になるだろうと思います。

今の釧路の経済を考えると、全部いっぺんにやらしてもらおうなんて贅沢な話だろうなと思っていながら、ひとつだけ言わせていただきたいと思いました。

市民協働の皆さんを中心に、そして総合政策部長も若手の話をよく聞いて下さるメンバーとあっていて、その中で新しいことにトライをしていく力、それを育てる意味でも助成金や補助金制度があると思います。

私は41歳ですけど、まだまだチャレンジしたい、そういった世代の者がいっぱいいます。そういった者がこれからの釧路を支えていくという事で、もっとチャレンジする機会を与えていただくうえで、そういった補助金を出していることをもっと広く周知をしていただきたい。

それからアパートに住んでいましたが、その間一切、町内会からアクションが無く、昨年の秋に一戸建てを手に入れてようやく町内会から声をかけていただいた。町内会に入って市政懇談会があることを知ったという事もあり、情報発信をもっとしていただきたいと強く感じています。

その中から我々若い者がチャンスを掴んで、仕事が伸びていき、新しい分野で仕事をつくり市に納税することで、我々の要望に応じやすい環境をつくるひとつの一助になるのでないかなと強く感じています。

もう一つですが、私は、防災士という資格を埼玉にいるころ取得して帰ってまいりました。全国に今、8万人防災士がいます。北海道には2千5百人

か3千人程で、釧路地区にはほとんどいません。民間の立場で防災力を上げるために、常に啓発活動とか市民の方々に協力しながら一緒に訓練して、いざという時にともに支えながら実践する。そういう理念を持って活動しています。是非、私のような防災士の仲間を増やして、活動を広げていくうえで、釧路市さんの力もお借りしたいと考えています。町内会の中で一生懸命防災活動をやっているところも多いと思いますが、いかんせん高齢化等の課題もあり100%のことができていない実態だと思います。そういったところを補完するうえでも、防災士を増やすと言ったことに目を向けていただけないかなと感じています。

【総合政策部長】

まちづくり基本条例が10月施行になります。市民の皆さんとの連携協働、さらには市民参加、市民主体のまちづくりという意味でもしっかりと情報提供していくことは、基本中の基本と思っています。

例えば、2月に市のフェイスブックを立ち上げて情報発信するなどの取り組みを、一步一步であります、取り組んでいるところです。

今後一層、市民の皆さんに役立つ情報、さらには行政として工夫している点や皆さんのお役にたてる情報やまちづくりに取り組んでいる情報などを含めて、しっかりと情報発信していきますので引き続きお力添えをよろしくお願いします。

【防災危機管理監】

3. 11以降、災害のことに市民の皆さんの関心が非常に高まっており、私ども防災担当としても、市民に対する防災意識の向上のための啓発事業にも取り組んできました。私自身も防災士の資格を取り知識を得た中で色々な啓発に携わっています。当然、市でも色々な防災訓練や個人で防災士が行う活動に必要な資料や、過去の災害といった資料を提供できますので、是非、連携を取りながら地域の防災力の向上と一緒に携わっていければ非常に幸いです。